

京都府議会基本条例案要綱（中間案）概要

第1章 総則

目的

議会の権能を最大限に発揮しながら

- ・ 府民の信託にこたえる
- ・ 議会の権能の発展及び議会の権能の確立を目指す

○ 府民福祉の増進及び京都府の発展を図る

基本理念

- ・ 民主的にして能率的な府政の推進
- ・ 国及び市町村との間の基本的関係の確立

○ 地方自治の本旨の具体化を目指す

○ 府の健全な発展が保障された真の地方自治の確立を目指す

第2章 議会及び議員の活動の原則

議会の使命

府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進・府の発展に取り組む

議員の使命

府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進・府の発展に取り組む

議会の活動の原則

- ・ 府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等
→ 議会の透明性の向上・府民の信頼の確保
- ・ 府政の課題・知事等の事務事業の執行状況等を踏まえた機動的・能動的な活動

議員の活動の原則

- ・ 府民の意思や府政の課題の的確な把握、積極的な政策の提案や提言、府や議会の情報の積極的な提供
→ 府民の信託にこたえる
- ・ 府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場
→ 識見を持った議員としての活動、不断の研さん

会派

- ・ 会派の結成（議会の活動の円滑化等）
- ・ 積極的な政策の立案、提言（会派活動を通じた会派・議員の政策能力の向上）
- ・ 円滑、効率的な議会運営（会派間の協議や調整等）

第3章

府民と議会

府民と議会との関係

- ・ 府民の意思を府政に反映、府民の信託にこたえること等の活動の展開
- ・ 府の意思決定機関としての活動等議会活動に関して府民に説明する責務
- ・ 府民の多様な意見を把握するため、府民が議会の活動に参画できる機会の確保

広報広聴機能の充実と府民の意見

- ・ 府民に対する積極的な情報提供（多様な媒体の活用等）
- ・ 多様な府民等の意見の把握
（参考人制度、公聴会制度等の積極的な活用等）
- ・ 請願・陳情の誠実・適切な処理、審査

透明性の向上

- ・ 議会活動に関する透明性のより一層の向上
（情報の積極的な提供、会議の公開、審議の充実等）
- ・ 実効性の確保
（様々な手法を活用しながら府民等が利用しやすい環境を整備）

第4章

議会と知事等

議会と知事との関係

- ・ 権能の違いを認識し、知事の役割を尊重しつつ、緊張感ある関係を保つ
- ・ 共通目標の府民福祉の増進に向け、権能を最大限に発揮

事務事業等の点検、監視及び評価

- ・ 施策・事務事業について、点検・監視・評価を行う責務
- ・ 必要があるときは、適切な措置・対応を要求

政策の提言及び提案

- ・ 積極的な政策の立案（議員提案による条例の制定等）
- ・ 審議・決議等を通じた政策の提言・提案
- ・ 政策の提言・提案に対する知事等への趣旨尊重要求

審議に関する資料の請求等

- ・ 必要に応じ、知事等に、議案等の審議に係る事項について、資料の提出、説明等を請求
→ 審議の充実

第5章

議会の運営等

議会の運営の原則
権能・機能を最大限に発揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と能率的な運営

本会議

- ・ 定例会の回数・会期等は、別の条例・会議規則で規定

委員会

- ・ 府政の課題の的確な把握、専門性と特性を生かした運営
- ・ 府政の課題、知事等の政策の形成・事務事業の執行状況等に対応して機動的に開く常任委員会
- ・ 府政の課題等に対応して必要がある場合に設置する特別委員会

審議の充実

- ・ 真摯な議論の展開と審議の充実
（議会が定める多様な方式による質疑及び質問、審議に係る論点を明確にするための議員相互の討論等）

議会の意思の発信

- ・ 積極的に議会の意思を発信
（意見書、決議等）

調査研究

<議会>

- ・ 議案・知事等の事務に関する調査
- ・ 府政・議会運営に関する課題解決に資する必要な調査研究
- ・ 必要に応じ、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置

<議員・会派>

- ・ 府政・議会運営に関する課題解決に資する必要な調査研究
- ・ 調査研究に資するために交付を受けた政務調査費の使途に関して説明する責務

第6章

議会の活動の基盤

議員の定数及び選挙区

- ・ 定数等は別の条例で規定
- ・ 検討・見直し時は、議会及び議員の活動を通じて府民の意思が府政に反映できるように配慮

議会の機能の強化

- ・ 議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等についての不断の見直し
→ 権能の発揮・発展
- ・ 点検・監視等機能の強化（審議の充実等）
- ・ 他の地方議会等との連携
（権能の発展・機能の強化のための活動、研究等）

議会事務局

- ・ 機能の強化、組織の体制整備

議会図書館

- ・ 議会図書館の充実

補則

- ・ 他の条例等との関係
- ・ 条例の見直し